

せいかつ ほ ご

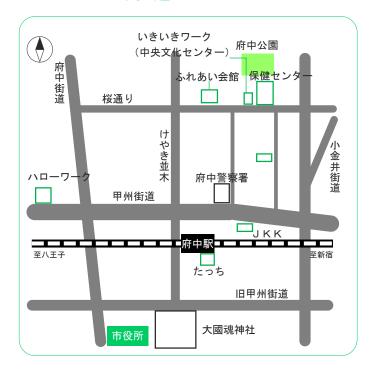
●生活保護のしおり●

2022.4.1 改訂版

生活保護とは

生活に困っている世帯に対して、経済的に定りないところを補うことで、憲法で保障されている健康で文化的な蕞低限度の生活を保障し、首分の予やほかの芳法で生活できるように手助けをする制度です。

しゅう へん **周 辺 M A P**



nh 6< tet **連 絡 先**

ふちゅうし ふくしほけんぶ せいかつふくしか 府中市 福祉保健部 生活福祉課

ふちゅうしふくしじむしょ **(府中市福祉事務所)**

042-335-4038

○地区:

042-335-4026	とうぶはん (南郊川)
U4Z-333-4UZD	(果部)排

□ 042-335-4040 (西部班)

□ 042-335-4105 (南部班)

□ 042-335-4141 (北部班)

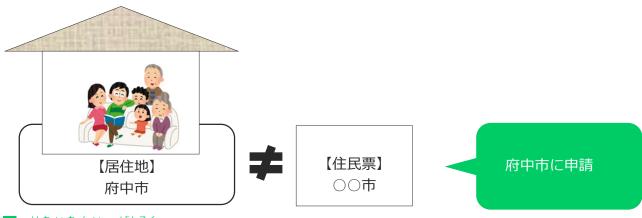
□ 042-335-4343 (中部班)

年 月 日配布

* 生活保護の概要

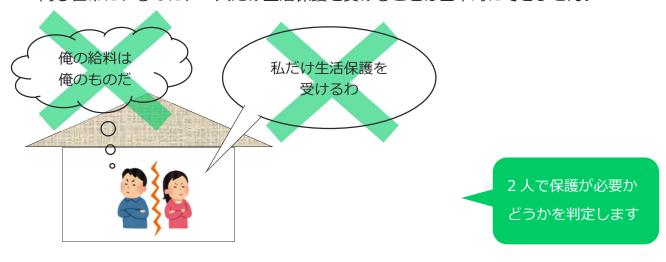
■ 居住地保護の原則

- ◎生活保護は、現在住んでいる場所(居住地)の自治体で受けることになります。
- ※住民登録とは関係ありません。
- ※住まいがない方については、どこの自治体でも相談できます。



世帯単位の原則

◎生活保護は、原則世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。同じ世帯にいるのに、一人だけ生活保護を受けることは基本的にできません。



【外国籍の方】

生活保護法による保護の対象とはなりませんが、一定の在留資格があり、就 労活動に制限を受けない方、難民認定を受けた方には、生活保護に準じた給付 を受けられる可能性があります。

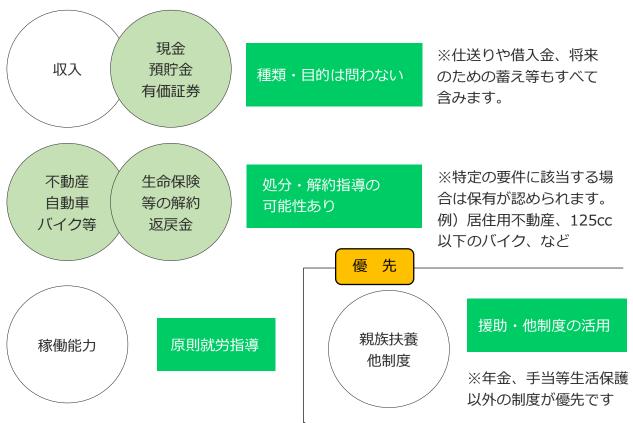
【暴力団員】

暴力団員は、集団的にまたは常習的に暴力団活動に従事することにより、違法・不当な収入を得ている可能性が極めて高く、収入の申告がされることも期待できません。また暴力団の資金源となる恐れがあり、資産・収入を活用できているとは判断できないため、保護の要件を満たさないものとします。

※暴力団員及び暴力団員であることが疑われる方に対しては、警察へ照会を行います。

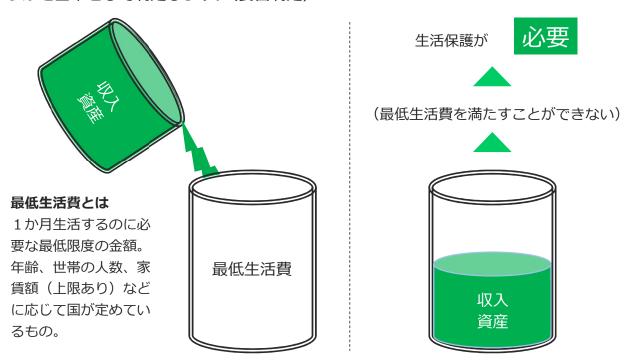
収入、資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用して、それでも最低限度の生活費に足りない場合に、その足りない部分を補います。(補足性の原理)

そのため、収入、資産については正しい届出が法律上義務付けられています。受給後に活用できた際は、保護費の返還を求める場合があります。



₩ 保護の決定

自身の収入、資産で最低限度の生活費(最低生活費)を満たすことができるかどうかを基準として判定します。(要否判定)



- ※判定には収入、資産、家賃などが客観的にわかる資料が必要です。
- ※収入の種類によって一定の控除が受けられる場合があります。

* 保護を受けた場合に受けられるもの



■ 現金・現物給付(8扶助)

下の8つの扶助費のうち、支給要件を満たしたものを限度額内で支給します。 現金給付ではなく、業者等に直接支払う(現物給付)場合もあります。

生活扶助

住宅扶助

教育扶助

生業扶助

生活費 介護保険料等

家賃(管理・共益費は除く) 更新料等 学級費 給食費等

職業訓練費、就職支度費 高校授業料等

医療扶助

医療費等 通院の交通費 介護扶助

介護サービス の利用料

出産扶助

出産費

※入院助産制度を 利用してください 葬祭扶助

葬祭費

免除・助成制度等

生活保護を受給中、地方税や国民年金保険料などの免除などを受けられるほか、家庭 ごみ指定有料袋の無料交付などが受けられます。

申請方法等は生活保護申請後、担当のケースワーカーと相談してください。

■ 専門相談員の支援

生活保護を受給中、必要に応じて就労や年金、健康管理などの専門相談員の支援が受けられます。詳しくは生活保護申請後、担当のケースワーカーと相談してください。

就労支援

年金手続き支援

健康管理支援



就労支援員や就労支援 コーナーふちゅう、ジョブサポート事業で、 状況に応じて就職活動 をサポートします。



年金が受給できるかど うかなど年金事務所で の手続き等の相談を受 け、サポートします。



身体やこころの健康管理についての相談を受け、サポートします。



₩ 保護が決まるまで〜申請から決定の流れ

申請

※申請内容に変更があった場合、担当 ケースワーカーに速やかに申告してく ださい。

例) 収入の増減、資産の判明、など

本人の意思で申請してください。

申請者 本人、扶養義務者、またはその 他の同居親族 申請方法申請書類一式に記入します。 ※例外的に、口頭でも可。



保護が必要な状態かどうかをケースワーカーが 調査します。

調査方法 ケースワーカーによる自宅訪問

訪問の日程はケースワーカーと

相談してください。

学歴・職歴・婚姻歴等の生活歴 調査内容

> 居住の実態や生活状況 収入や資産の状況

健康状態や通院・通所状況

扶養義務者の有無

※扶養(金銭的・精神的)を受けられ

るかを調査します。

保護の受給開始が決定した場合

初回の生活保護費は、生活福祉課の窓口で 現金支給します。保護の決定日から数日要し ますので、詳しくは担当ケースワーカーに確 認してください。

※保護費の返還(法第63条)

資力がありながら保護を受けた場合には支 給済み保護費(介護・医療費を含む)の返還 があります。

例)不動産(土地・家屋)の売却、年金・手 当の遡及受給、生命保険の解約返戻金、など 決定

調査に基づいて、14日(特別 な事情がある場合は30日)以内 に保護の開始、または却下を決定 し、書面でお知らせします。



保護申請をされる方へ〜注意点

がいしけっていまえ びょういん ばぁぃ 開始決定前に病 院にかかる場合

生活保護受給中は国民健康保険、後期高齢者医療が使えません。保険証は生活保護の申請時に回収し、代わりに医療券で受診します。

ただし、生活保護の開始が決定するまでは、医療券の発行ができませんので、まずは申請中の旨を病院に伝えてください。場合によっては診療費の 10 割を請求されることがありますので、その際は担当ケースワーカーにもご確認ください。



■ 後発医薬品の使用が原則

生活保護受給中は、医師又は歯科医師が専門的な判断に基づいて、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用していただくことになります。

ただし、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用を認めていない場合、薬局に在庫が無い場合、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は同額の場合を除きます。

生活保護法で、支給できる家賃の上限額は世帯の人数及び床面積で決まっています。 上限額を超えるアパート等にお住まいの方は、生活保護の申請は可能ですが、原則として、上限額以内の住宅への転居指導の対象となります。

転居指導を受けた場合の転居費用(敷金、引越し費用等)は、限度額内で支給されます。





生活保護に関する法律条文(参考)

■ 日本国憲法

第25条(生存権、国の社会的使命)

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

■ 生活保護法

第4条(保護の補足性)

- ①保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ②民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第10条(世帯単位の原則)

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第60条(生活上の義務)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握すると共に支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第63条(費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第85条(罰則)

①不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

r	Υ	1	e	r	n	0